

湯沢市複合公共施設愛称募集要項

1 趣旨

湯沢市では「湯沢市の玄関口として多世代が集い、学び、憩い、交流できる『にぎわい拠点』の創造」を基本コンセプトとした複合公共施設の整備を、令和8年10月の開館に向けて進めています。

開館に先立ち、この施設がより多くの方に親しみをもって利用してもらえるような愛称を募集します。

2 施設概要

名 称	湯沢市複合公共施設
場 所	湯沢市表町二丁目地内外
機 能	生涯学習機能、市民活動支援機能、図書館機能、 歴史資料展示機能、子育て支援機能、カフェ
施 設 位 置	

※施設の詳細については市ホームページに掲載しています。

3 募集内容

応募作品は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 誰もが呼びやすく親しみやすい、施設をイメージできるような愛称であること
- (2) 応募作品は応募者自身が制作したものであること
- (3) 応募作品が他の施設名称等として使用されていないこと
- (4) 他の著作物からの流用や模倣をしていないこと

4 募集期間

令和7年4月1日（火） から 令和7年5月16日（金） まで <必着>

5 応募資格

湯沢市にゆかりのある方（湯沢市在住、在勤、在学、出身者など）

6 応募方法

応募作品数はひとりにつき1点までです。以下のいずれかの方法で応募してください。

なお、同一人物による複数応募はすべて無効となります。

（1）応募フォームから応募

専用応募フォームから必要事項を入力し、応募してください。

（2）応募用紙による応募

所定の応募用紙に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で応募してください。

① 持 参：応募用紙を以下の施設に設置する応募箱に入れてください。

<応募用紙と応募箱の設置施設>

市役所本庁舎、各総合支所、湯沢生涯学習センター、
稲川生涯学習センター、雄勝文化会館、湯沢図書館、
子育て支援総合センター、男女共同参画センター、各地区センター

② 郵 送：〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局 生涯学習課

複合公共施設開設準備室 宛て

③ FAX：FAX 番号 0183-72-8515 まで

7 記念品

採用作品及び優秀作品の応募者には、以下の記念品を贈呈します。なお、採用作品及び優秀作品と同一表記の愛称が複数あった場合の取扱いは、市に一任いただきます。

（1）採用作品 1点：現金5万円

（2）優秀作品 数点：3千円相当の記念品

8 選定方法及び結果公表

募集内容をもとに市が選定した候補作品について、愛称投票を実施します。同一表記の愛称が複数あった場合は、その意味や由来などを考慮して候補作品を選定します。

愛称投票の結果を参考に、採用作品（１点）と優秀作品（数点）を市で選定し、愛称を決定します。投票結果及び選定結果については採用作品及び優秀作品の応募者に直接通知するほか、市広報誌及び市ホームページ等で発表させていただきます。また、その発表の際、応募者氏名についても公表させていただく場合があります。

なお、愛称決定までに行われた選定の内容や投票結果等に関する問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。

【愛称投票の概要】

（１）投票期間

令和 7 年 8 月 1 日（金） から 令和 7 年 9 月 1 日（月） まで <必着>

（２）投票資格

湯沢市にゆかりのある方（湯沢市在住、在勤、在学、出身者など）

（３）投票方法

投票はひとりにつき 1 回までです。以下のいずれかの方法で投票してください。

なお、同一人物による複数投票はすべて無効となります。

① 投票フォームから投票

専用の投票フォームから必要事項を入力し、投票してください。

② 投票用紙による投票

所定の投票用紙に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で投票してください。

ア 持 参：投票用紙を以下の施設に設置する投票箱に入れてください。

<応募用紙と応募箱の設置施設>

市役所本庁舎、各総合支所、湯沢生涯学習センター、
稲川生涯学習センター、雄勝文化会館、湯沢図書館、
子育て支援総合センター、男女共同参画センター、各地区センター

イ 郵 送：〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号

湯沢市教育委員会事務局 生涯学習課

複合公共施設開設準備室 宛て

ウ FAX：FAX 番号 0183-72-8515 まで

9 留意事項

- (1) 応募用紙と投票用紙は市ホームページからもダウンロードして使用できます。
- (2) 施設愛称として採用された作品に関する著作権その他一切の権利は本市に帰属するものとします。
- (3) 応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議申し立てできないこととします。
- (4) 応募者の個人情報、愛称の選定、発表、表彰などを含む愛称募集関連業務に限り使用します。
- (5) すでに商標登録がされているものは、無効とします。
- (6) 必要事項が記載されていないなど、応募作品のうち不備のあるものは審査の対象なりません。
- (7) 応募期間中、市に申出があった場合に限り、応募作品を修正または取り下げできることとします。
- (8) 応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- (9) 審査結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- (10) 応募作品は返却しません（応募を取り下げた場合も同様）。また応募作品にかかる一切の費用は、応募者の負担となります。
- (11) 採用作品及び候補作品の応募者が未成年の場合は、保護者と連絡調整をした上で、保護者の同意を得た場合に限り採用とします。
- (12) 本要項に定めるもののほか、愛称募集に関する必要な事項を別途定める場合があります。
- (13) 作品の応募をもって、本要項に同意したものとみなします。

10 問い合わせ

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局 生涯学習課 複合公共施設開設準備室

電話番号 0183-56-7040